



# 日本幼稚園協会編輯の児童教育

會長 東京女子高等師範學校長 吉岡郷甫  
附屬幼稚園主事 堀七藏

## 日本幼稚園協會規則

- 第一條 本會ハ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖ル  
ヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ  
關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナルモノ  
トス
- 第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾五  
錢ヲ獻出スヘシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業  
ニ裨益アリト認ムルトキハ特ニ請ヒテ客員  
トナスコトアルベシ
- 第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本會  
ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ナシヘラルモノニ  
請ヒテ地方委員トナスコトアルベシ
- 第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク。但場  
合ニヨリ隨時休會スルコトナ得
- 第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ
- 一、幼兒教育ニ關スル研究及之調査  
二、幼兒教育ニ關スル講演會及之講習會ノ  
開催
- 一、雜誌發行（毎月一回）
- 第一條 主幹 一、幼兒教育ニ關スル圖書刊行  
一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介  
事件
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
會長 一名 會務ヲ總理ス  
主幹 一名 會長ヲ補佐シ會務ヲ掌  
幹事 若干名 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ  
分掌ス  
評議員 若干名 重要ナル事件ニ關シ會長  
ノ諮詢ニ應ズ
- 第十條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノト  
ス
- 第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年ヲ期  
シテ會長ヨリ推舉スルモノトス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ  
又ハ書記ヲ雇入ル、アトアルヘシ
- 第十三條 本規則ハ總會出席會員三分ノ二  
以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更スルヨ  
トナ得ズ